

甲府市立中道北小学校移転に伴う

測量調査業務委託

特 記 仕 様 書

第1章 総則

(適用)

第1条 受託者は作業の実施に当り、契約書、本仕様書、設計書、「国土交通省公共測量作業規程解説と運用」、山梨県測量作業要領（以下「規程等」という。）、山梨県用地調査委託業務処理関係例規集及び関係法規を遵守しなければならない。また、作業に必要な書類の作成に当っては、国土交通省公共測量作業規程記載要領に準拠するものとする。

2 この特記仕様書は、山梨県測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に準拠する仕様書でいう特記仕様書で、甲府市立中道北小学校移転に伴う測量調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

3 本業務は、(委託業務の名称)

甲府市立中道北小学校移転に伴う測量調査業務委託
(委託業務の場所)

甲府市 上曽根町・下曽根町 地内
業務に適用し、本特記仕様書は共通仕様書を補完する。

(作業範囲)

第2条 本業務の作業範囲は、別途図面に示すとおりとするが、詳細は現地において指示するものとする。本仕様書の第5条に記す目的を達成するにあたり、設計書記載の業務内容について、計上数量を超えて測量・調査等を行う必要がある場合は、原則として受託者の責任と負担において実施するものとする。

(土地への立ち入り等)

第3条 共通仕様書第117条によるが、現地作業は事前に監督員に作業開始日を連絡するとともに、土地等への立ち入り確認を受けるものとする。

(安全等の確保)

第4条 共通仕様書第133条により、本業務中の安全確保に努めるものとする。

第2章 業務内容

(業務の目的)

第5条 本業務は、中道北小学校移転事業の各種申請及び物件補償等を実施していくために必要な資料を得るための測量業務及び補償算定業務であり、業務目的を十分に把握し、目的を達成するものとする。

(作業内容)

第6条 用地測量

本業務における用地測量においては、次に掲げる測量を行う。

(ア) 面積計算

土地の面積を求める範囲は、起業用地・残地とするが、一筆の土地に異なる権利者があるときはその権利者毎に求積する。

本作業は、開発行為協議及び法定外公共物用途廃止協議に関して実施するものとする。

(イ) 用地実測図原図等の作成

用地実測図には、基準点及び境界線（官民、所有権、借地権等）、面積計算表・各筆の地番、地目、土地所有者及び借地人等氏名・境界辺長・隣接地の地番・用地取得線・現況地目・杭の表示（用地境界仮杭）・方位、測量年月日、市町村名、大字名、字名、縮尺等を記入するとともに、測量従事者名を記入する。縮尺は、1/500程度とする。

本作業は、開発行為協議及び法定外公共物用途廃止協議に関して実施するものとする。

(ウ) 申請書類作成

本作業は、開発行為協議及び農地法第4条の規定による許可申請に関して実施するものとする。

(エ) 公共用地境界確定協議

本作業は、開発行為協議及び法定外公共物用途廃止協議に関して実施するものとする。

(オ) 打合せ協議

打合せ協議は、適宜行うものとする。このほか測量業務を進めるうえで必要とする際にも随時行うものとし、協議結果は受注者が取りまとめ、発注者に提出するものとする。

第7条 建物等の調査

(ア) 工作物の調査

生産設備、附帯工作物（立竹木を含む）及び移転雑費の補償算定業務を行う。なお、詳細については担当者の指示に従うものとする。

(イ) 打合せ協議

打合せ協議は、適宜行うものとする。このほか補償算定業務を進めるうえで必要とする際にも随時行うものとし、協議結果は受注者が取りまとめ、発注者に提出するものとする。

(その他)

第8条 この特記仕様書に定めのない事項については、山梨県測量業務共通仕様書に準拠し、業務を進めるにあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従い実施するものとする。

(成果品の提出)

第9条 提出する成果品は、業務内容別に規定等により成果等の整理をして次のもの

を提出することとする。なお、提出にあたっては、監督員と協議を行うものとする。

- (1) 測量成果簿・・・・・・・・・・ A 4 版
- (2) 補償調査算定書・・・・・・・・正・副 各 1 部 (A 4 版)
- (3) 図面・・・・・・・・・・ A 4 版に折込み、成果簿に添付。
- (4) 原稿・原図・・・・・・・・原稿・原図は保管用品に納めること。
- (5) その他の資料・・・・・・・・打合せ協議書及び作業日誌、その他必要資料。
写真がある場合には、アルバムに整理する。
- (6) 報告書 A 4 版・・・・・・・・ 2 部
- (7) 電子データ・・・・・・・・形式は監督員が指示する。報告書に添付すること。

※ ただし、建物等の調査の成果品に関しては、平成 30 年 9 月 14 日までの提出とする。なお、成果品納入後であっても、成果品の内容に不整合があった場合は、原則として受託者の責任と負担において速やかに修正業務を実施し、提出するものとする。